

令和8年9月1日公告

日之出町地区他配水管布設替工事

1 対象工事

- (1) 工事番号 1 4 2
- (2) 工事名 日之出町地区他配水管布設替工事
- (3) 工事場所 高砂市荒井町日之出町・新浜地内
- (4) 建設工事の種類 管工事
- (5) 工事概要 GX-DIP $\phi 300\text{ mm} \times 206.5\text{ m}$
GX-DIP $\phi 200\text{ mm} \times 35.1\text{ m}$
GX-DIP $\phi 150\text{ mm} \times 11.4\text{ m}$
GX-DIP $\phi 100\text{ mm} \times 4.2\text{ m}$
GX-DIP $\phi 75\text{ mm} \times 5.1\text{ m}$
ソフトシール弁 $\phi 300\text{ mm} \times 2$ 基
ソフトシール弁 $\phi 200\text{ mm} \times 2$ 基
ソフトシール弁 $\phi 150\text{ mm} \times 1$ 基
ソフトシール弁 $\phi 75\text{ mm} \times 1$ 基
消火栓 $\phi 75\text{ mm} \times 3$ 基
- (6) 工期 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- (7) その他 本工事の入札は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う。そのため、入札に関する手続については、兵庫県電子入札共同運営システム利用規約及び高砂市電子入札運用基準に従って行う。

2 予定価格 1 1 1, 1 2 0, 0 0 0円（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）

3 最低制限価格 有

4 応募形態 単体企業

5 入札参加要件

- (1) 高砂市入札参加資格者名簿（建設工事）に工種管工事で登録されていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する管工事業において特定建設業の許可を有すること。
- (3) 本店の所在地が高砂市内であること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）の規定による高砂市指定給水装置工事事業者の指定を公告日において受けていること。
- (5) 入札（開札）日において建設業法に規定する管工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が550点以上であること。

- (6) 入札（開札）日において有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しが高砂市契約管財課へ提出されていること。
- (7) 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を公告日及び入札（開札）日のいずれにおいても受けていないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (10) 高砂市が別途、提出を求めている国税の納税証明書及び市税完納証明書の写しが入札（開札）日において高砂市契約管財課へ提出されていること。
- (11) 高砂市と契約した手持工事が5件ある場合は、入札参加資格がないものとする。ただし、次に掲げるものは手持工事数には含まない。
- ア 単価契約である工事
 - イ 随意契約により受注した工事
 - ウ 制限付一般競争入札により受注した工事
 - エ 業務委託として受注したもの（設計、清掃、除草等）
 - オ 前年度から工期を延長した工事（請負業者の事情によるものを除く。）
- (12) 同一の入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当しないこと。
- ア 資本関係が次のいずれかに該当する場合（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。）
 - （ア） 子会社と親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - （イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アの場合で、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社であるときを除く。）
 - （ア） 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役、取締役（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における同法第38条第2項に規定する監査等委員である取締役、同法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役及び同条第15号に規定する社外取締役を除く。）及び同法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - （イ） 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

6 配置予定技術者

(1) 配置予定技術者の要件

建設業法に規定する管工事業の監理技術者の資格を有する者であり、かつ、高砂市に当該資格を登録している者であること。

(2) 配置の要件

ア 本工事に専任で配置できる者であること。

(他の工事現場及び建設業法に規定する営業所(本店又は支店等)の専任技術者と兼務することはできない。)

イ 本工事の配置予定技術者は、この公告と同日に公告された他の工事の配置予定技術者になることができるものとする。ただし、配置予定技術者となった工事を落札した時点で、当該落札後の入札参加申込みは、全て無効とする。

7 入札参加申込み

(1) 申込方法 入札参加希望者は、電子入札システム内の競争参加資格確認申請書フォームに必要事項を入力し、高砂市地域公募型条件付一般競争入札参加申込書(指定様式)を添付して、電子入札システムにより送信すること。ただし、高砂市電子入札運用基準に基づく紙入札(以下「紙入札」という。)による入札参加を希望する者は、(2)で定める申込期間内に、高砂市地域公募型条件付一般競争入札参加申込書(指定様式)及び紙入札承認申請書(指定様式)を高砂市契約管財課への書留郵便又は持参により提出すること。

(2) 申込期間 令和8年9月1日(火)から令和8年9月9日(水)まで。ただし、当該期間内に日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)があるときは、当該休日等を除く。

(3) 申込時間 午前9時から午後8時まで(電子入札システムの稼働時間内)。ただし、紙入札による入札参加を希望する場合は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

8 設計図書等の閲覧及び交付

(1) 閲覧及び交付期間 令和8年9月1日(火)から令和8年9月9日(水)まで

(2) 閲覧及び交付の方法 上記期間内に兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト(高砂市)(以下「ポータルサイト」という。)からダウンロードすること。

なお、契約にいたらなかった場合は、速やかに設計図書等を破棄又は削除すること。

9 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 設計図書等に関する質問は、下記期間内に設計図書等に対する質問書(指定様式)を高砂市上下水道部技術管理室管きょ課(以下「事業課」という。)まで、ファクシミリ(FAX. 079-442-5975)又は持参により提出すること。ただし、当該期間内に休日等があるときは、当該休日等を除く。

令和8年9月1日(火)から令和8年9月9日(水)まで

(2) 質問に対する回答

令和8年9月11日（金）からポータルサイト及び高砂市契約管財課で公表する。

10 入札受付期間

(1) 入札方法 電子入札システムにより工事費内訳明細書を添付して入札すること。

(2) 入札期間 令和8年9月15日（火）午前9時から令和8年9月17日（木）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間内）。ただし、当該期間内に休日等があるときは、当該休日等を除く。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年9月24日（木） 9時30分予定
（開札状況により前後します。）

(2) 場所 高砂市役所南庁舎3階入札室兼会議室

12 入札保証金

免除

13 契約保証金及び契約不適合責任保証金

(1) 契約保証金

契約金額が500万円以上の場合、有（契約金額の10分の1以上）

(2) 契約不適合責任保証金

契約金額が5,000万円以上の場合、有（契約金額の100分の3以上）

14 建設業退職金共済制度の掛金収納書（発注者提出用）の提出

契約金額が200万円以上の場合、要

15 支払条件

前金払 工期が90日以上で、契約金額が500万円以上の場合、有
（契約金額の10分の4以内）

中間前金払 工期が90日以上で、契約金額が500万円以上の場合かつ前金払を受けた場合、有
（契約金額の10分の2以内。ただし、前金払との合計額は、契約金額の10分の6以内とする。）

部分払 無

16 入札書

落札決定に当たっては、電子入札システムに入力した金額（紙入札の場合は入札書に記載した金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力（紙入札の場合は入札書に記載）をすること。

17 留意事項

- (1) 高砂市地域公募型条件付一般競争入札の応募案内及び地域公募型条件付一般競争入札についてのQ&A並びに高砂市電子入札運用基準を熟知のうえ、無効となる入札参加申込み又は入札とならないよう、応募に必要な手続及び注意事項を遵守すること。
- (2) 入札参加申込書類、入札添付書類等に不備がある場合は、無効とする。
- (3) 高砂市地域公募型条件付一般競争入札参加申込書の配置予定技術者の欄には、本工事に配置する配置予定技術者1名を記入すること（複数名の記入は無効とする。）。
- (4) 入札参加有資格者が、入札（開札）日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (5) 入札（開札）において事故が起きたとき又は不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 予定価格を事前公表したものについては、予定価格を超過する入札をした者は、この入札の開札日から1箇月の指名停止になり、当該入札後の入札は、全て無効とするので注意すること。
- (7) 入札金額が最低制限価格を下回る場合は、失格とする。
- (8) 最低制限価格以上で入札をした者がいないときは、最低制限価格の設定に関する事務取扱要綱第3条の2に規定する算出方法の特例により算出した最低制限価格をもって落札者を決定する。
- (9) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (10) 手持工事が4件以内の者は、複数の入札に申し込むことができる。ただし、開札の結果、落札者となり手持工事が5件となった時点で、当該落札後の入札は、全て無効とする。
- (11) 本工事の配置予定技術者は、この公告と同日に公告された他の工事の配置予定技術者になることができるものとする。ただし、配置予定技術者となった工事を落札した時点で、当該落札後の入札は、全て無効とする。
- (12) 契約金額が500万円以上の落札者は、契約締結後速やかに、当該配置技術者をコリンズに登録し、登録内容確認書（以下「確認書」という。）を事業課に提出すること。
なお、確認書提出後において、登録内容の変更手続等（実績登録の変更及び竣工並びに訂正及び削除手続）をしたときは、速やかに、最新の確認書を事業課に提出するものとする。
- (13) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）により、契約金額が200万円を超える場合には、落札者は、本工事の契約締結時において、自らが暴力団等に該当しない者である旨等を記載した誓約書（指定様式。以下「誓約書」という。）を高砂市に提出しなければならない。また、落札者は、下請契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」といい、本工事の履行に伴い締結する下請契約等を一次下請契約等として、以下、下請契約等が数次にわたるときは、その全ての下請契約等を含む。以下同じ。）を締結する場合においては、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、下請契約等の相手方から当該下請契約等の締結時に誓約書（指定様式）を徴取し、高砂市に提出しなければならない。

なお、契約金額が200万円以下の場合についても、高砂市が必要であると認めるときは、誓約書を提出させる場合がある。

- (14) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第14条の規定により、建設業法第22条第3項の規定は適用しないため、同法に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

- (15) 入札契約適正化法第11条第1号の規定により、建設業法第8条第9号、第11号（同条第9号に係る部分に限る。）、第12号（同条第9号に係る部分に限る。）、第13号（同条第9号に係る部分に限る。）若しくは第14号（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項第3号、第4号（同法第22条第1項に係る部分に限る。）若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当する場合は、建設業の許可官庁に通知する。

また、入札契約適正化法第11条第2号の規定により、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項又は同法第19条の5、第26条第1項から第3項まで、第26条の2若しくは第26条の3第7項の規定に違反した場合は、建設業の許可官庁に通知する。

- (16) 入札契約適正化法第15条第2項の規定により、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳（下請契約を締結した場合に限る。）を作成しなければならないこととされているものは、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを作成後、速やかに事業課に提出しなければならない。

また、入札契約適正化法第15条第3項の規定により、施工体制が建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を職員から求められたときは、これを拒むことができない。